



お知らせ

佐渡税務署から確定申告についてのお知らせ

佐渡税務署 個人課税部門 ☎74-3276

2月16日(金)から3月15日(木)の確定申告期間中は、アミューズメント佐渡で、確定申告の相談・申告書の受付などを行っています。

この期間中は、佐渡税務署庁舎では申告相談を行っていませんのでご注意ください。

確定申告は、便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅などで確定申告書が作成できます。作成した書面を印刷して送付していただくか、e-Taxで送信（事前準備が必要）のいずれかでご提出ください。

作成コーナーの操作に関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

受付時間 月～金曜日(祝日は除く)

午前9時～午後5時

医療費控除に関する明細書の提出が義務化されました

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となる代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

領収書は、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、5年間保存してください。

※平成31年分までは、従来通り領収書の添付または提示によることもできます。

※「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」など特例制度がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

公的年金等受給者は確定申告が不要な場合があります

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

障害者控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を交付します

所得税または市・県民税の申告をする場合、障害者手帳の交付を受けていない方でも「障害者控除対象者認定書」の交付を受けて、障害者控除を受けることができます。

①平成29年12月31日現在で65歳以上の方で、介護保険の要介護(支援)認定を受けている方

②交付申請者の印鑑を持参の上、申請手続きをしてください。認定書の交付には1週間ほどかかります。

すでに認定書の交付を受けている方でその後の状態が変わっていない場合は、そのまま使用できます。

詳しくは、お問い合わせください。

☎・☎ 市民福祉部高齢福祉課

高齢福祉係 ☎63-3790

または、各支所・行政サービスセンター(高齢福祉担当)

※所得税、市・県民税の申告に関するお問い合わせは、総務部税務課市民税係☎63-5110までお願いします。

おむつ代に係る医療費控除を受ける方は「おむつ使用証明書」が必要です

傷病によりおおむね6カ月以上の期間寝たきりであり、医師の治療を受けている方のおむつ代は、所得税や市・県民税の申告の際に医療費控除の対象となります。

初めておむつ代に係る医療費控除を受ける方は、医療機関で発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代金の領収書」が必要です。

また、要介護認定を受けており、引き続き控除を受ける方は、その要件を満たした場合、市で「おむつ使用証明書」に代わる確認書を交付します。

詳しくは、お問い合わせください。

☎・☎ 市民福祉部高齢福祉課

介護保険係 ☎63-3790

または、各支所・行政サービスセンター(介護保険担当)

※所得税、市・県民税の申告に関するお問い合わせは、総務部税務課市民税係☎63-5110までお願いします。